

入札監理小委員会における審議の結果報告

文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務

文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成25年1月から平成28年12月までの4年間に契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 業務内容及び確保されるべき公共サービスの質

【論点】

- ① 確保すべき公共サービスの質の設定で、「運用管理業務の適切な実施」と「作業遅延の件数」という概念上重複する設定項目が存在する。また、「運用管理業務の適切な実施」という質の設定は定量的に計測できない。
- ② 前回入札が一者応札であったことに鑑み、新規参入を促すため、業務内容を前回入札の保守・運用管理業務から、今回の入札は運用管理業務だけとした発注者側の意図が業者に正しく伝わるか。

【対応】

- ① 定量的に計測できない「運用管理業務の適切な実施」という項目を削除し、確保すべき質の設定項目間での重複を解消した。
- ② 今回の入札は運用管理業務だけである旨、改めて入札説明会で説明することとした。

2. 提案依頼書

【論点】

- ① 事業提案の依頼書に民間事業者の創意工夫による提案を求める旨明記してはどうか。

【対応】

- ① 調達の要件を踏まえたうえで創意工夫し、提案を記載する旨提案依頼書に追記。